

令和 2 年 4 月 1 日

職員各位

社会福祉法人  
秋田中央福社会理事長 発

## 令和 2 年度 賃金改善手当及び特定賃金改善手当支給要領

令和 2 年度介護職員処遇改善加算による賃金改善手当及び介護職員等特定処遇改善加算による特定改善手当を次の要領により実施します。 (給与規程 別表第 19)

1. 支給の根拠となるそれぞれの加算見込み額は次のとおりです。(予算書ベース)
  - (1) 介護職員処遇改善加算 33,603,000 円 (全事業所)
  - (2) 介護職員等特定賃金改善加算 10,674,000 円 (全事業所)
2. 支給期間  
令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月
3. 賃金改善手当額と支給対象職員
  - (1) 賃金改善手当 (介護職員として発令の受けている職員)
    - ①常勤の職員： 月額 30,000 円
    - ②時給の職員： 時給 140 円、但し月額の上限を 30,000 円とする。
  - (2) 特定改善手当 (加算対象事業所に所属する以下の職員)
    - a.経験・技能のある介護職員 (チームリーダー・リーダー)  
月額 9,000 円～55,000 円
    - b.その他の介護職員 (サブリーダー・シニア・ミドル・ジュニア)  
月額 3,000 円～14,000 円
    - c.その他の職員 月額 6,000 円

尚、(2) については介護職員を含むすべての非常勤職員と技能員・施設長、その他の職員で年間の給与支給総額 440 万円以上の職員は支給対象外とする。
4. 手当の支給以外の加算の使いみち
  - (1) 処遇改善加算
    - ①毎月の支給以外に定期昇給や昇格それに伴う賞与などに充てます。
    - ②手当の支給に伴う法定福利費 (事業主分) にも充てます。
  - (2) 特定賃金改善加算
    - ①毎月の手当の支給に伴う法定福利費 (事業主分) に充てます。
5. 清算について  
手当の支給総額より加算総額 (要領の 1) が上回る場合は、対象者に対して在籍期間や経験・技能などを勘案して年度末までに一時金として清算額を支給します。
6. その他 (今年度の手当額の設定の特徴)
  - (1) 常勤の職員に対する賃金改善手当額を一律にし (月額 30,000 円)、経験・技能や働く要件を考慮し、特定改善手当の運用で調整しています。
  - (2) 特定改善手当の支給方針は、令和元年 9 月 1 日付け支給要領別紙「支給方針」に基づいています。